

令和3・4年度

一般競争（指名競争）参加資格審査

申請書類作成要領（測量等）





2 以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業（みなし大企業）は、「□下記のいずれかに該当する」にレ点を入れ、上記に該当しない場合は「□該当しない」にレ点を入れる。

(10) 「19 測量等実績高」の各欄については、次により記載する。

ア 裁判所が設定した業種区分（測量、建築関係建設コンサルタント及び地質調査）に対応した競争への参加を希望する業種（以下「競争参加資格希望業種」という。）について記載する。

イ 「②直前2年度分決算」、 「③直前1年度分決算」及び「④直前2箇年間の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高を記載する（決算が1事業年度1回の場合には、「②直前2年度分決算」及び「③直前1年度分決算」の各欄のうち、右欄のみに記載する。）。

なお、「③直前1年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「②直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④直前2箇年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。

ウ 個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績高（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績高を記載する。

エ 共同企業体の場合は各構成員の実績高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の実績高合計金額をそれぞれ記載する。

オ 「⑤申請を希望する部局」欄については、記載を要しない。

(11) 「20 有資格者数」欄については、裁判所が指定する資格者の範囲に従い該当職員数を記載する。記載する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員及び友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。

なお、資格者のうち、「技術士（建設部門）」とは、技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者を、「技術士（応用理学部門）」とは、同法による第2次試験のうち技術部門を応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者をそれぞれいう。

(12) 「22 自己資本額」の各欄については、次により記載する。

ア 「①株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する。

また、外資系企業の場合には、「①株主資本」欄の合計欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載する。組合にあつては組合の基本財産と組合員の払込資本金に、利益剰余金を加えた額の合計額を記載する。

イ 「②評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があつた場合に、その合計の額を記載する。

ウ 「③新株予約権」欄には、新株予約権があつた場合にはその額を記載する。

※ 個人にあつては、「④計」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載する。

(13) 「26 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に○印を付するとともに、[ ]内に外国名を、( )内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社（100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

(14) 「27 営業年数等」欄の「④ 営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間を記載する。ただし、当該事業を中断した期間がある場合は、その期間を除外した期間（1年未満切捨て）を記載する。

(15) 「28 常勤職員の数」の「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載する。また、「④ 計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載する。

なお、「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいう。

## 6 添付書類の作成方法

### (1) 業態調書（様式第2）

「都道府県別受注希望地域」欄には、競争参加資格希望業種ごとに、受注を希望する地域に本社（本店）又は支店等がある場合で競争参加を希望する地域には「○」を、本社（本店）又は支店等がない場合で競争参加を希望する地域には「×」を記載し、その他は空欄とする。

### (2) 測量等実績調書（様式第3）及び技術者経歴書（様式第4）

各様式末尾の記載要領に従って記載すること。

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長すること。

### (3) 営業所一覧表（様式第5）

申請日現在で作成するとともに、様式末尾の記載要領に従って記載すること（「営業区域」欄については、記載を要しない。）。

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長すること。

また、営業所の所在地が北海道の場合において、それぞれの総合振興局又は振興局の所管区域の別は、別紙「北海道行政区画対応表」のとおりとする。

### (4) 登録証明書等

前記5の(7)に掲げた各登録についての登録官署が発行する証明書をいう（証明年月日が申請書提出時から3か月以内のものに限る。（9）参照）。

ア 測量業者・・・測量業者登録証明書

イ 建築士事務所・・・建築士事務所登録証明書

ウ 建設コンサルタント・・・建設コンサルタント登録（通知）

エ 地質調査業者・・・地質調査業者登録（通知）

なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しない。

### (5) 登記事項証明書（法人のみ提出）

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号に規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面をいう。）をいう（証明年月日が申請書提出時から3か月以内のものに限る。（9）参照）。

### (6) 財務諸表類（1年分）

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表（個人にあっては、これらに類する書類）をいう。

(7) 測量法第55条の8による書類を国土交通大臣に提出し、その写しを提出したものである場合には、測量等実績調書、技術者経歴書、営業所一覧表、登記事項証明書、登録証明書等及び財務諸表類の添付を省略することができる。

また、建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条又は補償コンサ

ルタント登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であって、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、測量等実績調書、技術者経歴書、営業所一覧表、登記事項証明書、登録証明書等及び財務諸表類の添付を省略することができる（(9)参照）。

(8) 納税証明書

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書で、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（その3）又は（その3の2）若しくは（その3の3）をいう（証明年月日が申請書提出時から3か月以内のものに限る。（9）参照）。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2	「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3	「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3	未納の税額（申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書	○	○

注1 できる限り「◎」のついた証明書を提出すること。

注2 「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができない。

注3 納税証明書の証明内容は、必ず、「・・・未納の税額はありません。」という内容が記載されていること。

注4 納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出すること。

注5 申請者が新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。）の適用を受けたため、上記の証明書を提出できない場合は、納税の猶予許可通知書又は国税通則法施行規則別紙第9号書式その1など、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類の写しの提出で足りる。

(9) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が発行した証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法によりほぼ原寸大で、かつ、鮮明に複写したものに限り、写しにより提出して差し支えない。

(10) 委任状（様式第6）

代理人が代理申請をする場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出する（正本を提出すること）。

7 外国事業者が申請する場合の提出書類等

(1) 申請書の「07 本社（店）住所」欄については、本社（本店）の所在する国名及び所在地名を記載する。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。

(2) 申請書の「08 商号又は名称」欄については、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要である。

(3) 登記事項証明書又は納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面を提出する。

(4) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。

(5) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

## 8 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に係るものである。

## 9 資格決定通知後に登録内容に変更があった場合の届出

次の(1)の届出事項に変更があった場合には、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（様式第 7）を、(2)の添付書類（写しによる提出可）と併せて、郵送又は持参により提出する。郵送による提出の場合で、受理確認のため受付日付印が押された変更届の返送を希望する場合は、その旨を付記した変更届の写し及び返送用封筒を同封する。

### (1) 届出事項

ア 本社（店）住所

イ 商号又は名称

ウ 電話又は F A X 番号

エ 法人であるときはその代表者の氏名、個人であるときはその者の氏名（振り仮名を付すこと。）

オ 営業所の名称、所在地、電話又は F A X 番号

カ 競争参加を希望する地域

キ 許可・登録等の状況

(ア) 法人の消滅、解散又は廃業

(イ) 個人の死亡又は廃業

### (2) 添付書類

ア 法人の本社（店）住所、商号又は名称及び代表者に係る変更の場合は、登記事項証明書

イ 個人の住所及び氏名に係る変更の場合は、住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）

ウ 営業所の名称、所在地に係る変更の場合は、国土交通大臣に提出した届及び受理を証明する書類及び新たに作成した営業所一覧表（様式第 5）

エ 競争参加を希望する地域に係る変更の場合は、新たに作成した業態調書（様式第 2）

オ 許可・登録等の状況に係る変更の場合は、許可・登録等の証明書の写し

## 北海道行政区画対応表

名称	所管区域	名称	所管区域	名称	所管区域	
石狩 振興局	札幌市	空知 総合振興局	月形町	オホーツク 総合振興局	滝上町	
	江別市		浦臼町		興部町	
	千歳市		新十津川町		西興部村	
	恵庭市		妹背牛町		雄武町	
	北広島市		秩父別町		大空町	
	石狩市		雨竜町	胆振 総合振興局	室蘭市	
	当別町		北竜町		苫小牧市	
新篠津村	沼田町	登別市				
渡島 総合振興局	函館市	上川 総合振興局	旭川市	日高 振興局	伊達市	
	北斗市		士別市		豊浦町	
	松前町		名寄市		壮瞥町	
	福島町		富良野市		白老町	
	知内町		幌加内町		厚真町	
	木古内町		鷹栖町		洞爺湖町	
	七飯町		東神楽町		安平町	
	鹿部町		当麻町		むかわ町	
	森町		比布町		十勝 総合振興局	日高町
	八雲町		愛別町	平取町		
	長万部町		上川町	新冠町		
檜山 振興局	江差町	東川町	美瑛町	浦河町		
	上ノ国町	美瑛町	上富良野町	様似町		
	厚沢部町	上富良野町	中富良野町	えりも町		
	乙部町	南富良野町	南富良野町	新ひだか町		
	奥尻町	占冠村	占冠村	帯広市		
	今金町	和寒町	和寒町	音更町		
	せたな町	剣淵町	剣淵町	士幌町		
後志 総合振興局	小樽市	留萌 振興局	留萌市	十勝 総合振興局	上士幌町	
	島牧村		増毛町		鹿追町	
	寿都町		小平町		新得町	
	黒松内町		苫前町		清水町	
	蘭越町		羽幌町		芽室町	
	二セコ町		初山別村		中札内村	
	真狩村		遠別町		更別村	
	留寿都村	天塩町	大樹町			
	喜茂別町	宗谷 総合振興局	稚内市		広尾町	
	京極町		稚内市		幕別町	
	倶知安町		幌延町	池田町		
	共和町		猿払村	豊頃町		
	岩内町		浜頓別町	本別町		
	泊村	中頓別町	足寄町			
	神恵内村	枝幸町	陸別町			
	積丹町	豊富町	浦幌町			
	古平町	礼文町	釧路 総合振興局	釧路市		
仁木町	利尻町	釧路町				
余市町	利尻富士町	厚岸町				
赤井川村	北見市	浜中町				
夕張市	網走市	標茶町				
空知 総合振興局	岩見沢市	オホーツク 総合振興局	紋別市	根室 振興局	弟子屈町	
	美唄市		美幌町		鶴居村	
	芦別市		津別町		白糠町	
	赤平市		斜里町		根室 振興局	根室市
	三笠市		清里町			別海町
	滝川市	小清水町	中標津町			
	砂川市	訓子府町	標津町			
	歌志内市	置戸町	羅臼町			
	深川市	佐呂間町				
	南幌町	遠軽町				
	奈井江町	湧別町				
	上砂川町					
	由仁町					
	長沼町					
	栗山町					